

すくも市議会だより

第120号

編集 議会だより編集委員会 発行 宿毛市議会

定例会の概要

令和6年第1回定例会は、3月5日に開会し、22日間の会期で3月26日に閉会しました。

市長から提出された議案は、専決処分2件、「教育長の任命」の人事議案1件、「令和6年度宿毛市一般会計予算」など予算議案25件、「宿毛市事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例の制定」など条例議案16件、「工事請負契約の締結」などその他議案5件の合計49議案であり、審議の結果、全会一致でいずれも原案どおり承認、同意、可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第4号）

令和5年度補正予算は、5億8051万4千円が減額され、総額で145億9516万3千円となりました。

当初予算

◎一般会計（議案第16号）

令和6年度一般会計予算は総額143億9121万1千円で前年度より10億9949万9千円の増額となっています。（詳細は、22ページをご参照下さい。）

◎歳出の主なもの

○保育料完全無償化事業
.....986万9千円

第1回（3月）定例会日程

3月5日（火）	6日（水）	7日（木）	8日（金）	9日（土）	10日（日）	11日（月）	12日（火）	13日（水）	14日（木）	15日（金）	16日（土）	17日（日）	18日（月）	19日（火）	20日（水・祝）	21日（木）	22日（金）	23日（土）	24日（日）	25日（月）	26日（火）
本会議 開会 行政方針の表明、議案上程、提案理由の説明	休会	休会	休会	休会	休会	本会議 一般質問	本会議 一般質問	本会議 一般質問・議案質疑	休会	休会	休会	休会	休会	休会	休会	休会	休会	休会	休会	休会	本会議
			議案等精査 議案等精査							委員会審査（総務文教） 委員会審査（産業厚生）							委員会審査（予算決算）				

○住宅断熱改修費補助金
.....600万円

○食品加工業継続支援事業費
補助金
.....750万円

○地方道整備事業
.....3億5072万3千円

○学校給食費保護者等負担軽減対策事業
.....1615万9千円

専決処分

◎議案第1号「専決処分した事件の承認について」

ふるさと寄附金の増額により、緊急に予算補正する必要が生じたため、総額で1億6970万6千円を追加したものです。

条例

◎議案第29号「宿毛市事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例の制定について」

「事前復興まちづくり計画」の策定にあたり、様々な分野における専門的な見地からの意見や助言を得るため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、本条例を制定するものです。

◎議案第30号「宿毛市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について」

市街地等に出没するイノシシ、サル等の有害鳥獣からの被害を防ぐ対策として、「宿毛市鳥獣被害対策実施隊」を設置するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する

法律」第9条第1項の規定により、本条例を制定するものです。

◎議案第32号「宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について」

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機において、印鑑登録証明書の交付申請を行う際に、スマートフォンに記録した「利用者証明用電子証明書」を利用できる方法を追加するため、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第34号「宿毛市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」

地方自治法の一部が改正され、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、支給対象者、支給額及び支給方法を定める必要が生じたことから、関係条例の一部を改正するものです。

◎議案第35号「宿毛市税条例の一部を改正する条例について」

長期外航船等に従事する船員に係る個人住民税の減免、軽自動車税種別割の課税免除を行うため、本条例の一部を

改正するものです。

◎議案第36号「宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」

市制70周年を記念し、令和6年度において、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から交付される「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」の交付手数料について、現行の350円から200円に減額するため、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第38号「宿毛市財政調整基金条例及び宿毛市減債基金条例の一部を改正する条例について」

地方財政法第7条第1項により、決算で生じた剰余金の2分の1以上は基金に積み立てることとなり、現状は財政調整基金に積み立てている。現在、大型事業を進める中で財源としている市債が増加していることから、将来の負担軽減のため、市債償還に充てる減債基金にも当該剰余金の一部を積み立てることとするため、両条例の一部を改正するものです。

◎議案第40号「宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について」

介護保険法施行令の一部を改正する政令等が公布され、第9期介護保険事業計画における本市の介護保険料額を新たに規定するため、本条例の一部を改正するものです。

その他

◎議案第45号「工事請負契約の締結について」

「宿毛市総合運動公園陸上競技場改修工事」について、契約の相手方及び契約金額が決定したので、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

◎議案第47号・議案第48号・議案第49号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」

沖の島辺地、宿毛北部辺地及び宿毛南部辺地における公共的施設の整備を実施するにあたり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものです。

人事案件

次の人事議案を全会一致をもって承認しました。

◎議案第3号 教育長の任命同意について

鎌田 勇人(かまだ はやと)氏(再任)



◆ 提出された議案等 ◆

(定例会)

議案番号	件 名	議決結果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	承認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	承認
第 3 号	教育長の任命につき同意を求めることについて	同意
第 4 号	令和 5 年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第 5 号	令和 5 年度各特別会計（国民健康保険事業・へき地診療事業・定期船事業・特別養護老人ホーム特別会計・学校給食事業・下水道事業・国民宿舎運営事業・介護保険事業・土地区画整理事業・後期高齢者医療）及び水道事業会計の補正予算について	原案可決
第15号		
第16号	令和 6 年度宿毛市一般会計予算について	原案可決
第17号	令和 6 年度各特別会計（国民健康保険事業・へき地診療事業・定期船事業・特別養護老人ホーム特別会計・学校給食事業・国民宿舎運営事業・幡多西部介護認定審査会・介護保険事業・土地区画整理事業・後期高齢者医療）、水道事業会計及び下水道事業会計の予算について	原案可決
第28号		
第29号	宿毛市事前復興まちづくり計画策定委員会設置条例の制定について	原案可決
第30号	宿毛市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について	原案可決
第31号	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
第32号	宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決
第33号	宿毛市ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
第34号	宿毛市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
第35号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
第36号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
第37号	長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第38号	宿毛市財政調整基金条例及び宿毛市減債基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
第39号	宿毛市立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第40号	宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第41号	宿毛市漁港管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
第42号	宿毛市営改良住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第43号	宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決
第44号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例について	原案可決
第45号	工事請負契約の締結について	原案可決
第46号	市道路線の認定について	原案可決
第47号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第48号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
第49号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
意見書案		
第1号	最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書	否 決
第2号	訪問介護事業者への支援と介護事業経営調査の見直しを求める意見書	原案可決

一 般 質 問

市政のそこが聞きたい!!

「質問順位による」

第1回(3月)定例会の一般質問は、11日、12日、13日の3日間に11人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



三木 健正 議員

ライドシェアについて

問 当市においてライドシェアを導入する場合、そのメリット、デメリットを勘案し、現段階として議論をすることが重要と思うが、どのような点に重点を置いて、検討しているか問う。

答 公共交通空白地帯の解消を図る一つの手段であることと、タクシー業界における運転手不足によって生じる移動手段の確保が課題となっており、この点においてメリットが大きいものと考えている。一方で競合事業者との調整

が十分に行われないと、大きなトラブルになりかねないと危惧している。ライドシェアについては、非常に期待し、取り組みすべきものだと思認識をしているが、デメリットについて、十分に話し合いをしながら進めていかなければならないと考えている。

新給食センターの運営について

問 新給食センターの運営において、変更点など予定していることはあるか問う。

答 調理業務と配送業務の一元化を検討している。コンテナを牽引する配送員を1車両当たり2名体制とし、調理員の数名が配送補助を兼ねることとで、配送における安全性確保と衛生基準面での向上を考えている。

人材の確保については、今後と同じく地元雇用を重視していく。

仮に、調理配送業務の一元化を図ったとしても、雇用については、応募事業者に対し、プロポーザル選定基準の一つになることを提示した上で、選定委員会を実施していきたい。食材の調達に関しては、地産地消を大前提に、宿毛市内産をできる限り使用するため、幅広く探しているが、1回の調理に使用する食材の量が多くなってしまうため、対応可能な市内の事業者がいなという現状があり、苦慮している。

住宅耐震化事業について

問 住宅耐震化にかかる補助事業の制度内容の見直しなど、今後の方向性について問う。

答 能登半島地震後、市民からの住宅耐震化に関する問い合わせは、以前より増加している。令和6年度より、住宅の耐震について、さらに推進をしていくべく、住宅耐震改修促進費に係る補助金額を見直し、

増額する。

内容としては、改修設計費を、現行の20万5千円から27万円に、改修工費を現行の最大92万5千円から132万円に増額し、住宅の耐震化を加速していく。

また、一度に耐震改修工事を行わずに、2段階に分けて耐震改修を行う場合の1段階目に要する費用を補助する制度も運用しており、この場合は、最大102万円の補助が利用できるものとなっている。



東 新 議員

子育て支援策について

問 高知県人口減少対策総合給付金とはどのようなものか。

答 この交付金は基本配分型と連携加算型の2つで構成され、交付対象事業は若者の増加、婚姻数の増加、出生率の向上、共働き子育ての推進という4つの目的に資する事業

の新規・拡充事業となつてい
る。

問 宿毛市の出生数が令和3
年度83人、令和4年度91人、
令和5年度81人と推移してい
るが、本市は連携加算型に参
加する考えはあるか。

答 連携加算型の交付額の条
件は令和6年度から令和9年
度までの4年間で、人口1万
人以上の市町村では1億円と
いう案が示されている。

重要な財源と考えられる事
から積極的に実施する方向で
検討していく。

問 不妊治療は2024年4
月より保険適用されたが、本
市独自の助成事業はあるか。

答 本市における不妊治療に
対する支援施策として、一般
不妊治療費助成事業を実施。
内容は治療に係る費用につい
て年間5万円を上限に通算5
年間、助成するものである。

問 不妊治療は多岐に渡り、
身体的、時間的、経済的負担
を受けやすく、疾患や特別な
理由などで市外の病院で治療
を行う場合に発生する交通費
などを負担するような助成事

業を検討する事は、出生率向
上に繋がるかと考えるが、本市
としてどう考えるか。

答 不妊治療は、治療内容に
より市外の病院などへの通院
が必要な場合や治療が複数年
にわたる場合もあり、治療が
受けられる方の経済的負担は
交通費や宿泊費など、治療費
以外の負担もあると理解して
いる。

現在、通院に係る交通費な
どの助成は行っていないが、今
後は妊娠出産を希望し、不妊
治療を必要とされる市民によ
りよい助成事業となるよう治
療を受けられる方々のニーズ
の把握に努めていく。

地域貢献活動について

問 自治体が地域貢献活動を
理由とした職員の特別休暇を
設けられるか基準はなかった
が、昨年末、総務省が職員の
行う行動が公益性が認められ、
勤務を欠く事の妥当性が認め
られる場合、国家公務員の特
別休暇が認められるとの見解
を自治体に通知した。

本市もこの考えに基づき、
自治会活動やPTA活動、ス
ポーツの指導、地域の祭りを

守る活動、各種ボランティア
活動など地域貢献活動に参加
しやすい休暇制度を設けては
どうか。

答 職員が地域貢献活動に参
加する場合、勤務時間外や休
日において職務の遂行に支障
がない範囲で活動することを
基本としている。

今後多くの職員が積極的
に地域貢献活動に参加しやす
くなるような環境づくりに努
めていく。



井上 将 議員

観光振興について

問 観光振興を進めていくつ
えで、宿毛市の特性を活かし
た体験型観光の新設が必要で
ある。高知県で始まる県専属
の地域コーディネートターの支
援を受け、住民、地元事業者
たちと連携して観光商品づく
りを進めていく制度を活用し
てはどうか。

答 県が実施している「どっ
ぷり高知旅キャンペーン」に
おける地域観光商品造成の取
り組みに対して、市内観光施
設の指定管理者と連携し、学
び型商品、また、自然体験型
商品などの新規開発や既存商
品の磨き上げを検討している。

パブリックコメント について

問 パブリックコメントを募
集する対象について問う。

答 市民に開かれた行政運営
を行っていくため、市民のニー
ズを的確に把握し、行政に反
映させていくことを目的に、
市政における基本的な施策に
関する計画や指針を策定する
に当たって実施をしている。

問 パブリックコメントを募
集した結果について問う。

答 平成29年度からの実施は
9件で、そのうち4件につい
て意見が出された。

問 9件中5件について意見
提出が無かったことについて、
寂しさを感じる。今後、パブ
リックコメントを募集するに

あたり、より多くの意見を得
るためには従来の方法を改め
ていく必要があると思うが所
見を問う。

答 募集期間を長くすること
や見やすいホームページの検
討、LINE、SNSの活用によ
り、多くの市民に広く知ら
せながら、貴重な意見をいた
だく機会の確保に努めていく。

南海トラフ地震対策 について

問 市内住宅の現在の耐震化
率について問う。

答 令和5年度末の推計値は、
77・8%となっている。

問 住宅耐震改修促進費補助
金の引き上げについて、詳細
を問う。

答 改修設計費を最大27万
円に、改修工事費の補助金を
最大132万円に増額する。
この補助金引き上げの基準
については、市内における直
近3カ年の住宅耐震に係る経
費の平均値を算出して、それ
ぞれ90%となる金額を補助金
額として設定をした。

問 能登半島地震では、住宅被害が甚大で市内においても住宅耐震化の申請件数が増えるのではないかと考える。令和6年度の当初予算では5年度に比べて1千万円ほど減少しているが、予算編成はどのように考えているか。

答 5年度においては、例年に比べて申請実績が少なく繰り越し分があるため、その分を合わせると申請が増えても対応できると考えている。想定よりも申請が増え、予算が足りなくなった場合には、県の財政とも相談をしようえ、予算の補正も考えている。



浦尻 学典 議員

水産業のスマート化について

問 NABRASは、高知県の水産業スマート化の取り組みであり、宿毛市でも課題となっている漁民の減少や高齢

化、所得向上等の課題に取り組んでいる。今後、課題解決のため、水産業のスマート化が重要だと考えるが、NABRASの利活用について問う。

答 県、漁協とも連携し、システムの周知に努めたいと考えている。

周知していく中で、漁民がどのような情報を必要としているのか把握し、県へNABRASの機能追加を要望するなど、漁民がより必要な情報を収集できるツールとなるよう活用を検討していきたい。

南海トラフ地震対策について

問 宿毛市の水道管、防火水槽の耐震化はどの程度進んでいるか問う。

答 宿毛市における水道管の耐震化率は現時点で28・9%であり、基幹管路、老朽管の耐震化を含めた布設替えを進めている。また、防火水槽は225基で、そのうち、耐震性貯水槽は9基あり、耐震化率は4%となっている。消火栓、防火水槽ともに、地震や液状化等による破損等により、

使用できない場合、海水、川水及び池等を有効に活用し、状況に応じて消火活動を行う。

問 宿毛市の災害対策本部の運営及び訓練について問う。

答 災害対策本部は、災害時の情報収集、共有の効率化を図り、災害対応の指揮を行うための機能を有している。運営体制は、市長を本部長として、災害対策本部を自動的に立ち上げ、迅速に災害対応を行う。訓練に関しては、昨年度の合同訓練の中で運営訓練を行った。訓練では、情報収集や各機関との情報共有、救助要請伝達など、実際の災害対応に沿った内容で行った。今後も定期的な訓練を実施し、課題を検証しながら、マニュアルの改善に繋げていく。

問 宿毛市事前復興まちづくり計画の現在の進捗状況と今後について問う。

答 今年度は、年代別に市民2000名にアンケート調査を行った。アンケート結果は、宿毛市ホームページにて公表している。また、若手職員によるワークショップ、課長補佐級による会議、アンケート

結果や被害想定を踏まえて、復興イメージの検討を行い、事前復興計画や復興手順書の素案作成に取り組んだ。令和6年度からは、大規模被害が想定される浸水エリアにおいて住民と一緒に意見を出し合いながら、ワークショップを開催し、2年間で計画を作成していく予定である。計画は、地域住民の意見を伺いながら、作成することが大変重要になるので、積極的な参加をお願いしたい。



今城 隆 議員

すくも湾漁協の組合員登録は正について

問 すくも湾漁協の組合員の約半数が資格に欠けるとして、同組合員が是正処分を求め、文書を県に提出した。県は資格審査が不適正と確認したので漁協の回答を待つて対応すると述べた。進捗を聞く。

答 漁協の回答書では、理事会の下に組織再編検討委員会を設け、適正な資格審査を早急に行うとした。その後作業部会（漁協職員）が漁業者への影響を整理し、検討委員会で今後の漁協運営について検討している。漁協と県でスケジュール案を整理しており、理事会や総代会に説明し、了承されれば組合員に告示することである。

問 資格審査は8月をめどに行うと聞いている。以下の課題対応を聞く。

- ① 組合員が20名以下となり消滅する支部をどうするか。
- ② 脱退の出資金払戻しによる財務基盤をどうするか。
- ③ 組合員の減少で賦課金の徴収等、規約改正が必要ではないか。
- ④ 組合員登録の大幅是正により、漁業権は一旦取り消しになるのではないか。

答 ① 漁協内の各地区、支所単位においては、正組合員が20名未満でも消滅することはない。② 漁協運営に支障を来すほど大きな影響は出ない予定。③ 組合員の減少が著しい場合は、定款変更が必要。④ 漁協の資格審査結果の報告をもとに、県がすくも湾漁協

の漁業権免許の判断を行う。適格性の喪失が認められた場合は、漁業法に基づき漁業権の取消を行う。とのことである。

問 浜の活力再生プランについて、第1期の申請書類記載の対象漁業者数は1351名、2期は1122名であるが、第3期の対象漁業者数は何名か。また、第2期5年間の交付金額を聞く。

答 第3期浜プランは申請準備中であり、申請書の漁業者数は923名である。第2期の交付総額は4239万6千円である。

問 申請対象者数は正組合員だが、明白な誤りがある。過去、交付金に問題はなかったのか。

答 県によると、浜プランの国の承認審査は組合員数が承認要件ではなく、活用した交付金も組合員数に応じた補助率ではない。

問 市長は今もすくも湾漁協の組合員か。また、漁協は組合員的大幅は正の渦中で違法状態にある。新組織のもと、

漁業者・地域が一体となって計画・実施する事業とするよう、第3期浜プランについては取り下げを求める。

答 自分の資格はなくなると把握している。市長としても今後の資格審査の動きを注視したい。また、水産業は宿毛の主力産業であり、今、浜プランを止めて話をする時期ではないと考えている。



野々下 昌文 議員

少子化対策について

問 県が令和6年度予算の中で創設した人口減少対策総合交付金は、まさに願ったりかなったりの施策であるが、市長はどのように捉えているのか問う。

答 出生数が年々減少し、若年人口の減少が深刻化している状況に歯止めをかけるために、高知県と市町村が同じ方

向を向き、連携して取り組むことは非常に大切であり、今回の施策については、非常にありがたいと思っている。

市町村が地域の実情に合わせ実施をする人口減少対策の事業に対して、交付される人口減少対策総合交付金であり、若者を増やす、出生数を増やすという目標に向け、この交付金を有効に活用した新規事業の検討に積極的に取り組んで行く。

問 この度、人口減少対策の抜本強化策として、基本配分型、連携加算型合わせて10億円の総合交付金は、4年間で本市の配分額は1億3500万円を越す予算となる。本市の取り組み体制を問う。

答 今後、事業の拡充や新たな事業の実施を検討する。内容は多方面にわたっていることから、関係各課で目標や情報を共有し、連携をとりながら、事業実施に取り組む必要があり、連携加算型については、交付を受けるために事業計画の作成が必要となる。市としての数値目標を設定した上で、市、一丸となって取り組むに当たり、事業計画を作成する段階から、移住定住推

進室を中心に連携のとれた体制の構築に努める。

アピアランスケア支援事業について

問 県は、がん患者のアピアランスケア支援事業へ取り組みことを発表し、2月の県議会へ予算計上している。

本市にも事業連絡が来ていると思うが、県は令和6年度、準備が整った市町村から適用していくとしており、すでに四万十市や土佐清水市は4月からの取り組みを決めている。本市の取り組みについて、市長の所見を問う。

答 本市としては、アピアランスケア支援事業より、大腸がん検査キット事業の実施を優先し、まずはがん検診の受診率向上を重点目標として取り組んでいくこととしているので理解いただきたい。しかしながら、アピアランスケアは、がん患者の方の精神的な苦痛を和らげるだけでなく、経済的負担を軽減する施策になると認識しており、他市町村の実施状況等を参考にしながら、実施に向けて検討していく。また、頂いた意

見も参考にさせていただき、幡多けんみん病院の「がん相談支援センター」などの専門機関の意見も伺いながら、実施時期については検討していきたい。



小谷 翔太 議員

産業振興について

問 食品衛生法改正により衛生管理が義務づけられたが、施設や設備改修の支援策を問う。

答 施設整備及び改修費などに係る経費の支援として令和6年度予算に計上している。補助対象者は、令和3年6月1日以前より事業を継続し、営業許可が未取得であり、新たに営業許可業種となった6業種の事業者で、補助率は補助対象経費の2分の1、補助上限額100万円、下限額5万円としている。

問 補助以上に経費が多い場合の対応を問う。

答 自助努力で施設及び設備の改修工事を実施し、営業許可を取得している事業者もいる。すでに改修工事を実施した場合は補助対象外となる。

介護報酬改定による影響について

問 訪問介護事業者の経営実態を把握しているか。今後の動きを問う。

答 訪問介護サービスに特化した公表はないため、全ての訪問介護事業所の経営状況を把握できる状況になく、介護事業経営実態調査と比較できていない。来年度から全ての介護事業者の経営情報が公表される予定となっている。

問 加算による収益確保と事業所自体が得られる加算があるか問う。

答 職員の処遇改善加算は各サービス中で加算率が最も高く設定されている。違いはあるが加算を取得すれば収益を確保できると考える。中山間

地域で継続的なサービス提供を行っている事業所を評価する特定事業加算、特別地域訪問介護加算がある。

問 介護事業者の倒産や事業廃止の可能性はあるか問う。

答 介護報酬の引下げによる事業所の廃止は答えかねる。介護人材の確保は大きな課題となっている。経営情報や介護人材の充足状況等に鑑み、安定的に介護サービスを提供できるように努める。

教職員の働き方改革推進について

問 部活動の地域移行について進捗と課題、今後の取り組みを問う。

答 地域クラブ設立の手引を作成した。地域クラブとして活動したい団体には個別協議を進めている。課題は学校と団体の連携や費用負担、また、移動手段や指導者の確保が想定される。今後の取り組みとして小中学生を対象としたスポーツ団体に周知し文化系の部活動の受け皿となる団体も検討していく。

問 令和5年度と令和6年度の計画授業時数について問う。

答 多くの学校で標準授業時数を上回っていたが、年度末にはプラス70時間を上回らない状況である。令和6年度の計画段階で70時間を上回らないよう各学校に周知している。

問 加力は時数に含まれているのか問う。

答 教科の授業として授業時数には計上していない。



堀 景 議員

食品加工業者における支援について

問 水産加工業の事務所等が食品衛生法の改正により、整備及び改修費に苦慮しているが、今回の食品加工業継続支援事業費補助金について問う。

答 改正食品衛生法により新

たに栄養許可業種に位置づけられた6業種の事業者で、令和3年6月1日以前より事業を継続し、営業許可が未取得である方に対して補助を行う。補助率は、補助対象経費の2分の1。補助上限額は100万円、下限額は5万円である。

問 5月末までに営業許可を取得する必要があるが、予算執行までに早急な対応が出来るか問う。

答 4月1日に制度を創設し、申請受付を開始。幡多福祉保健所による施設改修の必要箇所を確認する現地調査を経て、補助金交付申請を行い交付決定の手続きとなる。可能な限り迅速な対応が図れるよう県との連携を強化したい。

防災対策について

問 事前復興まちづくり計画について問う。

答 令和5年から3カ年をかけて計画を策定していく。6年度、7年度は沿岸部の4ブロックでワークショップを開催し、市民の皆さんの声を聞く。防災訓練等にも積極的に

参加していただき疑問があれば、そこで質問もお願いしたい。

問 令和6年度の住宅耐震改修補助金について問う。

答 改修設計費を20万5千円から27万円に、改修工費を92万5千円から132万円に増額した。また、2段階に分けて耐震改修を行う場合、最大102万円の補助金が利用できる。

問 南海トラフ地震による沿岸堤防の改築工事の進捗状況を問う。

答 高砂地区などの優先度1区間の整備率は約91%、片島地区などの優先度2区間は一部の区間で地質調査及び測量設計を実施している。

問 優先度3の大島地区での計画を問う。

答 大島地区は優先度1、2区間の工事完了の目途が立った段階で、地質調査、測量設計に着手したい。

子育て支援対策について

問 保育料の無償化について問う。

答 国による3歳児以上の幼児教育・保育の無償化に加えて、市独自で3歳児以上の副食給食費を無償化。合わせて0歳児から2歳児の保育料の無償化により、保育料の完全無償化となる。

問 子ども家庭センターの新設について問う。

答 母子保健コーディネーターを配置して、妊産婦及び乳幼児の健康保持増進に関する包括的な支援と児童虐待防止対策や福祉サービス等に関する相談支援の機能を統合し、妊娠期から子育て期に対し、母子保健と児童福祉の両機能を一体的に行い、切れ目のないきめ細かな相談支援につなげる。



寺田 公一 議員

移住定住施策について

問 移住定住促進住宅は、現在4軒ある中で1軒については、市議会議員が入居している現状がある。公費が投入された住宅に、公費から収入を得ている人が入っているのはいかなるものか。

答 移住者数の現状から、入居期間の見直しも含めて、移住施策についての考えを問う。

答 移住定住促進住宅は、所有者から10年間借り上げる長期継続契約を締結し、移住者に貸し出しているものであり、移住と定住の促進を目的として整備したため、居住できる期間は、10年以内と規定されている。しかし、移住希望者からは住居に関する支援の要望も多くいただいております。限られた住宅資源を有効に活用することは、移住者を呼び込むためにも重要と考えています。現在、入居中の方に対して

も必要に応じて、空き家バンクの物件を紹介するなど、次の移住者のため、本住宅を有効活用できるように、状況に即した柔軟な対応を行っていく。

職員の採用試験について

問 宿毛市の職員採用試験の現状と今後の方針について問う。

答 令和5年度に実施した状況については、1次試験の教養試験や専門試験については、10月15日に行い、2次試験の作文試験と面接試験については、11月11日・12日の2日間で実施し、12月1日に最終合格者の発表を行っている。

本市においても、適切な行政サービスを安定的に保つためには、人材を確保していくことが重要と考えており、今後も人材を確保するために、さらに創意工夫ができないか、試験の実施方法や日程、試験内容や募集情報の発信方法など、様々な観点から検討を行い、多くの方々へ受検していただけるよう検証を行ってきたい。

生涯学習の推進について

問 行政方針の中にも、第七の柱として文化芸術スポーツの振興がうたわれているが、宿毛市展への出展数も減少傾向にある。人々に情報を提供し、趣味の糸口を見つける手助けをするのが、生涯学習課、また文教センターの役目ではないかと思う。高齢者に特化した形も一つの手と思うが、主催事業等の状況を問う。

答 中央公民館において、令和4年度より18歳以上の写真に興味のある方を対象に、デジタル写真教室を実施している。

現在、高齢者に限定した形の講座については、実施していない状況ではあるが、今後検討していきたい。社会教育審議会等でも、ご意見を聞く中で、市展への出展数なども増やしていくための取り組みを進めていきたい。



能登半島地震についての認識と宿毛市の対策について



松浦 英夫 議員

問 地震の発生から早いもので2カ月が経過した。今回の地震による犠牲者は地震関連死を含めると250名近くにおよぶ。宿毛市の地形を見れば能登地方と同じ状況ではないか。

市長として今回の能登半島地震をどのように受け止めているのか、今後の対策について問う。

答 いつ発生するか分からないのが地震である。その災害から市民の生命と財産を守るために適時的確な災害対応の必要性を改めて痛感したところであり、その備えを怠らぬよう、引き続きしっかりと取り組んで行く。

問 2カ月も経った今も液状化などにより、下水道が止ま

るといふ大変不幸な出来事が続いている。宿毛市における下水道対策の現状はどのようなになっているのか問う。

答 現状は幹線管路の約36%の耐震化がなされている。被災後の早期の復旧を目指し、高知県及び県内各市町村、下水道事業団等と災害時の支援協定を締結しているが、管路の耐震化等は取り組んでいない。

問 現地の液状化の被害は大きいものがあるが、市長として液状化の問題をどう捉えているのか問う。

答 宿毛市では西部や市街地をはじめ高砂等が液状化する可能性が高いと予測されている。根本的な液状化対策は、土地の地盤改良が必要となるが、実際には困難であると考えられている。今後とも関係機関とも協議しながら調査研究をしていきたい。

保育行政について

問 政府は職員配置基準を見直し、3歳児においては現在

の20人に対して1人の職員配置から今後は15人に対して1人の職員配置へ変更となるが、宿毛市はいつからこの方針に変更しようと考えているのか問う。

答 宿毛市は令和6年度から政府が示した新しい職員配置基準に基づき、職員配置をしていく。

問 津波浸水域にある保育園の対策についてはどのように考えているのか。

答 施設の高層化の検討や避難訓練の実施等をしている。

問 避難訓練等だけでなく、幼い園児の生命を守るとの観点に立ち、具体的な対策を問う。

答 幼い子供の命を守るとの考えから、今後は徹底した取り組みを進めながら保育園の高層化や施設の移転を含め協議していきたい。

宿毛湾港の重要拠点化について

問 1673名の方々が反対

をしている。本当に大丈夫なのか。日本の平和に対する挑戦ではないか、市民に情報を開示すべきだ。

答 災害支援の観点からも平時の港湾の活用をしていくことは非常に大切な事である。現時点で市民が不安を抱く内容は無い。



川田 栄子 議員

マイナンバーカードの制度関連について

問 災害時、通信回線が使用不能になって、オンライン資格確認が利用できない場合について問う。

答 医療機関のオンライン資格確認システムが使用できない場合は、加入する医療保険の名称等の必要事項を記入した申立書や、スマホにダウンロードした医療保険の資格情報を窓口に表示する事で医療

保険資格を確認できる。

問 健康保険料を滞納すると、健康保険証の代わりに短期被保険者証や医療費を全額一旦窓口で支払いを求められる資格証明書が交付される。オンライン資格確認は、資格証明書交付を容易化することで受診抑制を促すといくつも報告がある。市民の命を守る立場から見解を問う。

答 資格証明書に代わるものとして特別療養費の支給に変更する通知を行う。面談の機会が無くなるといった心配の質問もあったが機械的に処理されることないよう努める。

問 デジタル改革関連法は個人情報データの相互運用を柔軟に行えるとする。犠牲になるのはプライバシーの権利を初めとする基本的な権利そのものである。法や制度は変わるから法による個人情報保護の力は弱くなると想像がつく。個人情報への注意喚起について問う。

答 マイナンバーカード交付時に機能・更新・紛失時の対応説明と暗証番号の適切な管理をお願いしている。

新型コロナウイルスワクチン関連について

問 コロナワクチンには免疫抑制剤が入っているため症状が無くて突然亡くなる事が多いと言われている。急に死亡された場合、予防接種健康被害救済制度を使うことができるか。

答 接種後に死亡された場合、配偶者、同一生計のご遺族、葬祭を行った方が申請できる。

問 新型コロナウイルスと他のワクチンの間隔は2週間と言われている。厚労省ワクチン分科会議事録によると同時に打ちが検討されている。多くの専門家が危険と言っている。状況を問う。

答 6年度の定期接種への導入に際し、接種間隔の制限を設けないとする案が検討されていると承知しているが現在のところ、同時接種の通知は無い。

給食費無料化について

問 税金、保険料も上がって、

物価高騰、賃金は上がらず生活が苦しいと多くの声がある。また、国も給食費無料化を進めている。状況を聞く。

答 学校給食費の無償化については、多額の財源が必要となるので、今後における国の動向を注視しながら、財源となる予算が具体的に示された時点で、無償化を実施することが望ましいと考えている。

意見書

議員より提出された次の意見書案を全会一致で原案のとおり可決し、国会及び関係行政庁に提出しました。

◎意見書案第2号 訪問介護事業者への支援と介護事業経営調査の見直しを求める意見書(抜粋)

厚生労働省が実施した令和6年度の介護報酬改定により、訪問介護事業所の来年度以降の経営はさらに厳しくなると事業者より声が上がっている。

令和6年度の介護報酬改定率は介護保険サービス全体で1・59%のプラス改定だが、訪問介護サービスの基本報酬は

2%以上の引き下げとなった。

令和5年度介護事業経営実態調査にて、訪問介護サービスは他のサービスより利益率が向上した結果から当該サービスの基本報酬が引き下げられたものであるが、公定価格で運営する介護現場においては、他業界に比べ賃上げの波に乗れず、介護人材が他の業種に流出する恐れが現実的なものになっている。

今回の引き下げにより、団塊の世代が後期高齢になり、在宅介護サービスの需要が増大する中、訪問介護の報酬の引き下げは介護離職を引き起こし、国民誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる地域包括ケアシステムの実現を目指していく国の方針に乖離するものと懸念する。

よって国においては、訪問介護事業所による安定した介護サービスの維持、確保を図るため、次の事項について、特段の措置を講ずるよう要望する。

記

一 3年以内に、この度の訪問介護基本報酬引下げの地方における影響を慎重に見極め、必要に応じて事業継続への支

援を行うこと。

一 都市部と地方部での経営実態の違いを踏まえて、介護事業経営調査の見直しを図ること。

臨時会の概要

令和6年第1回臨時会が1月17日に開催され、人事議案1件、予算議案1件、条例議案1件の3議案が審議されました。

人事議案1件は、副市長の選任につき同意を求めるもので、副市長に現企画課長の上村秀生氏を選任しようとするものであり、予算議案1件は、一般会計補正予算で、全額国費にて価格高騰緊急支援給付金(追加給付分)を給付するため、9376万2千円を計上したもので、条例議案1件は、戸籍法の一部が改正されたことに伴い、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正するものです。

審議の結果、いずれも全会一致で同意・可決されました。また、2月6日には、第2回臨時会が開催され、予算議案2件、その他議案1件の3議案が審議されました。予算議案2件は、沖の島開

発総合センターの光熱費などを補正した宿毛市一般会計補正予算及び宿毛ポンプ場の修繕工事費などを補正した下水道事業特別会計補正予算であり、その他議案1件は、8月7日の議会議決を受け「岸之上・竹村 特定建設工事共同企業体」と契約締結した「宿毛市学校給食センター新築工事」について、工事内容に変更が生じたので、議会の議決を求めるものです。

審議の結果、いずれも全会一致で可決されました。

行政視察報告

産業厚生常任委員会が先進地視察を実施しましたので、その概要を報告します。

日時 1月25日(木)

午前9時30分より

視察地 大分県豊後高田市

視察テーマ

「昭和の町について」

豊後高田市では、商店街のまちなみ実態調査を実施したところ、建物の70%が昭和30年代以前の建物であることが判明し、平成13年より昭和の町として取り組みが始まりました。

主に4つのキーワードを主軸として展開されていました。

①昭和の建築再生
店の看板や入り口を木製に変え、もっと「昭和」らしくする。

②昭和の歴史再生「一店一宝」
町を散策する時に、楽しんでもらうことを目的に、店にある昔の冷蔵庫など、昭和の品を展示する。

③昭和の商品再生「一点一品」
昭和を感じるアイスクリームやスイーツなどを店の自慢の一品として取り扱う。

④昭和の商人再生

方言を交えて町や店の歴史などを方言を交えて案内する昭和の案内人制度の導入。

また、昭和初期に建てられた農業倉庫を雨天時でも観光ができる「昭和ロマン蔵」の整備に加え、市・商工会議所・金融機関が出資した「豊後高田市観光まちづくり株式会社」が、観光客の誘致や受け入れ、施設の運営を行っています。

取り組みから20年が経過した現在、平日は海外からの観光客用に、多言語で町を紹介する動画の作製や昭和の町の周辺にある公園のリニューアル、店舗兼住宅を新たに整備するなどの取り組みが行われています。また、後継者問題

や昭和の町である故に、老朽化した木造家屋が多く、景観を維持していくことが課題となっていました。



◎委員考察

視察後の委員からは、「火災等の防災面の課題が商店街にはあるが、切り口を変えて検討できるのではないか」や「海外からの観光客用に多言語でのスマホを活用した案内動画やメディアを利用した宣伝活動を積極的に行っており、本市もそういった活動が必要である」などの意見がありました。

*詳しい報告内容は、紙面の都合で割愛させていただきます。
 なお、宿毛市議会ホームページに報告書全文を掲載しておりますのでご覧下さい。

各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	井上 将	浦尻 学典	小谷 翔太	川村 圭一	東 新	今城 隆	堀 景	三木 健正	川田 栄子	川村 三千代	高倉 真弓	野々下 昌文	松浦 英夫	寺田 公一	議決結果
案件															
意見書案第1号	×	×	×	○	×	○	×	×	○	議長	×	×	○	×	否決

【○：賛成 ×：反対】

●議会用語Q&A

Q 意見書とは。

A 地方自治法の規定に基づき、議会は市の公益に関することについて、国の関係機関などに対し、議会としての意思を意見としてまとめた文書を退出することができます。意見書の案は、議員または委員会が提出し、本会議でその可否を決めます。

★会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。
 3月定例会の会議録は6月上旬にてきる予定です。
 市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。
 議会開会中は宿毛市議会の公式YouTubeチャンネルとスマートフォンで映像中継しています。
 なお、YouTubeでは過去の議会映像も配信しています。



～編集後記～

今年例年になく寒暖差の激しい春となりましたが、宿毛市では全国に先立ち桜前線が上陸しました。いまでは全国的に見ても各地から桜の開花宣言も出される状況であります。春の聲がします。
 また、昨年5月に新型コロナウイルスの対応もこれまでの2類から5類対応になり市民生活も少し落ち着いて感がありますが、まだまだ安心できません。コロナウイルスが市民生活に重大な影響を及ぼしたことは事実であります。
 橋上小・中学校が閉校となり、先日、盛大に閉校式が挙行されました。地域から学校がなくなることは寂しいものです。
 今回の3月議会は、11名の議員（議長除く13名中）がそれぞれ市民の皆様から頂いた意見を基にした。まだまだ活発な議論をしてきました。
 まだまだ気候不順が続きますが皆様におかれましてはご自愛ください。私達一同も皆様の声を大事にしながら頑張ります。
 松浦 英夫

＜編集委員会＞

- 委員長 東 新
- 副委員長 寺田 公一
- 委員 浦尻 学典
- 委員 小谷 翔太
- 委員 松浦 英夫